

返戻金制度について

ケイエムシーでは、当社の紹介により就職した者が入社後一定期間以内にお客様との雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料の一部をお客様に返還する制度を導入しています。

○返戻金の額

返戻金の額や条件については契約締結時に個別に決定いたします。

○返戻金の例

- ・就職後、1 か月以内に退職した場合は紹介料の 50%を返還
(社会保険扶養範囲内勤務・パート社員のケース)
- ・就職後、3 か月以内に退職した場合は紹介料の 50%を返還
(正社員のケース)

※上記は一例です。また、職業紹介の難易度や手数料の額によっては返戻金制度が適用されないご提案をさせていただく場合もございます。

○適用される条件

本人の都合による退職又は専ら本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合のみ本制度が適用されます。お客様の責による退職や解雇、もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合には適用されません。

○必要な手続き

本制度に基づき返戻金の請求を行う場合、当社の紹介により就職した者が**退職する日の翌日から 14 日以内**に当社の営業担当までご連絡ください。営業担当から必要な書類等をご案内させていただきます。

※退職の事実を証明する書類（退職届、離職証明書および社内人事通知書、メール等の写し）を当社へご提出いただく必要がございます。